

発想の転換による「遺産分割の工夫」によって相続開始後においても相続税を軽減することができることを、設例などを用いて解説しています。今回は、シリーズ最終回で、相続の放棄が常に有利な選択ではないことについての解説です。

1. 事実上の相続の放棄

相続開始から3か月以内に家庭裁判所に申述して行うのが法的な意味での相続の放棄ですが、相続実務では、いわゆる事実上の相続の放棄も行われています。

相続の放棄をすべき熟慮期間が経過してしまったり、あるいは申述することの煩わしさを避けるため、法的な手続をせずに相続財産の取得を放棄する方法として、①遺産分割協議に加わった上で、相続財産をまったく取得しないとする方法、②被相続人の生前に特別受益としての贈与を受けているため、相続分がない旨を陳述する書面（特別受益証明書：実印の押印と印鑑証明書添付が必要）を作成する方法が考えられます。

このような事実上の相続の放棄は、被相続人の債務に関する取扱いを除き、法的手続による相続の放棄と同様の効果が得られるため、相続人間でトラブルがない限り、現実的な方法といえます。

2. 相続の放棄による相続税の課税関係

家庭裁判所で相続の放棄の申述があった場合に、相続税法上不利となる規定には以下のようなものがあります。

- ① 相続の放棄をした者は相続人ではないことから生命保険金等の非課税規定の適用を受けることができません。
- ② 代襲相続人が相続の放棄をすると、「相続人」ではないことから相続税額の二割加算の対象者となります。
- ③ 相次相続控除の規定は、相続人が相続により財産を取得した場合に適用されることから、家庭裁判所に申述して相続の放棄があった場合には、相続人ではないため、この規定の適用を受けることはできません。
- ④ 相続を放棄し相続人ではない者については、債務控除の適用を受けることはできません。

3. 債務超過であっても相続を放棄しないことが有利な事例

相続の放棄をすると初めから相続人でなかったものとみなすことから、被相続人のすべての財産（債務を含みます。）を取得しないこととなります。

しかし、相続人が相続時精算課税による贈与を受けていた場合には、その贈与によって取得した財産は、遺贈によって取得したものとみなして相続税が課されます。そのため、被相続人の財産が債務超過である場合には、相続の放棄をしなかったら相続税の計算において債務を控除することができることから、手残りの金額を計算すると相続の放棄をしないことが有利な場合もあります。

【設例】

- 1. 被相続人 父（令和3年4月死亡）
- 2. 相続人 長男
- 3. 相続財産 ① 土地 10,000万円（相続税評価額、取得費 14,500万円）、② 借入金 15,000万円
- 4. 生前贈与 長男は、父から平成20年に相続時精算課税によって不動産20,000万円の贈与を受け、3,500万円の贈与税を納付している。
- 5. 相続財産である土地の譲渡価額 14,200万円
- 6. 相続税の計算 (単位：万円)

	相続の放棄をしない場合	相続の放棄をした場合
土地	10,000	—
相続時精算課税適用財産	20,000	20,000
借入金	△15,000	—
課税価格	15,000	20,000
算出相続税額	2,860	4,860
贈与税控除	△3,500	△3,500
納付税額	△640	1,360
土地譲渡による債務の残額	(※) 800	—
負担が必要な金額	160	1,360

(※)土地を譲渡したことによる債務の残額 15,000万円-14,200万円=800万円
土地の譲渡に係る譲渡税は、譲渡収入金額よりも取得費が高いことから譲渡税は課されない。

この設例の場合、相続の放棄をしない方が、1,200万円負担が少なくなります。

(文責：山本和義)